



平成20年4月1日から施行されています

## 洞爺湖町環境条例 洞爺湖町さわやか環境条例

条例ではこのようなルールが決められています。

今後も、広報誌等にて周知いたします。

### ペットのフンの適正処理

◎ペットを散歩させるときは、フンを処理するための回収容器を携帯して、持ち帰り、適正に処理しなければいけません。



【抜粋】（町民及び滞在者等の責務）

第3条 町民等は、自然及び生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源を適正に処理しなければならない。

2 町民及び滞在者等は、ペットを散歩させるときは、ペットのふんを処理するための用具を常に携帯し、そのふんを持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 町民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### 事業者の責務

◎事業者は、その事業活動に係るごみ及び再生資源を適正に処理しなければなりません。

【抜粋】（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に係るごみ及び再生資源を適正に処理しなければならない。

2 事業者のうち、消費することによりごみ又は再生資源となる物の製造、加工、販売等を行う者は、自ら不法投棄等の防止のための措置を講ずるとともに、消費者の意識を高めるよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。



### ごみの分別収集

◎分別収集及びごみの資源化に協力しなければいけません。

【抜粋】（分別収集への協力）

第15条 町民等は、環境への負荷の軽減のため町が実施する分別収集及びごみの資源化に協力するよう努めなければならない。



## まち美化ボランティア

すでに多くの団体、個人みなさんが活動をはじめています。  
道路や公園など地域の公共の場をみなさんの手で守ってみませんか？

【登録状況】 ○ 個人15名 ○ 団体10団体（226名）（3月25日現在）

※登録は引き続き受け付けています。